

会 則

(名称)

第1条 この会は、第四錦林小学校コミュニティスクール放課後まなび教室委員会（以下「本会」という。）という。

(所在地)

第2条 本会の所在地は、京都市左京区吉田上安達町 15-2（京都市立第四錦林小学校内）とする。

(目的)

第3条 本会は、京都市の委託を受け、第四錦林小学校における放課後の児童の自主的な学びの場と、安心・安全な居場所の充実を図るための事業（以下「放課後まなび教室」という。）を推進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条に規定する目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 放課後まなび教室の運営に関すること。
- (2) 放課後まなび教室の運営に必要な計画の策定に関すること。
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(組織)

第5条 本会は、次に掲げる委員をもって組織する。

四錦コミュニティスクール理事・学習アドバイザー・学習サポーター・PTA・学校に属する者のうちから、四錦コミュニティスクール理事会が選出した者

(会長)

第6条 本会に、会長を置く。

- 2 会長は、四錦コミュニティスクール理事をもって充てる。
- 3 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

(副会長)

第7条 本会に、副会長を置く。

- 2 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会計)

第8条 本会に、会計を置く。

- 2 会計は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会計は、本会の経理事務を総括する。

(庶務)

第9条 本会に、庶務を置く。

- 2 庶務は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 庶務は、本会の事務（経理事務を除く）を総括する。

(任期)

第10条 委員の任期は、当該年度の事業報告及び決算報告が完了するまでの間とする。なお、委員の留任は妨げない。

(会議)

第 1 1 条 本会の会議は、会長がこれを召集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第 1 2 条 本会の経費は、京都市からの委託料をもって充てる。

(補則)

第 1 3 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成 1 9 年 7 月 3 日から施行する。